

「障害者の生涯学習支援活動」に係る文部科学大臣表彰要項

平成29年5月9日
文部科学大臣決定
平成30年10月16日一部改正
令和元年5月31日一部改正
令和5年5月24日一部改正
令和7年5月14日一部改正

1 趣 旨

平成26年に批准した「障害者権利条約」では、「障害者の生涯学習の機会の確保」が明示的に盛り込まれた。一方で、特別支援学校等を卒業した障害者の学習機会が不足している現状があり、障害者が生涯を通じて教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しみ、豊かな人生を送ることができる環境の整備が急務となっている。

そのため、本表彰は、障害者の生涯を通じた多様な学習を支援・実践する活動（以下、「障害者の生涯学習支援活動」という。）について、その内容が他の模範と認められるものに対し、その功労・功績をたたえ文部科学大臣が表彰するとともに、その取組を全国に広く周知し、障害者の生涯学習の推進に資することを目的とする。

2 表彰の種類

表彰の種類は次のとおりとする。

- (1)「障害者の生涯学習支援活動功労者表彰」（以下、「功労者表彰」という。）
これまでの長期に渡る活動の功績を讃えるもの。
- (2)「障害者の生涯学習支援活動奨励活動表彰」（以下、「奨励活動表彰」という。）
活動に顕著な成果があり、今後の発展や他への普及が大いに期待されるもの。

3 表彰の対象

表彰の対象は、「障害者の生涯学習支援活動」の普及及び発展のために尽力・貢献し、障害者とその保護者、支援者、専門家等の意見や状況等を反映しつつ、社会教育やスポーツ、文化芸術、情報保障、普及啓発等の分野において、活発かつ継続的に実施される、障害者の生涯学習支援活動及びその活動を行う個人又は団体（以下、「対象」という。）であり、その活動内容が他の活動と比較して顕著に優れ、他の模範と認められるものとする。

また、地域の実情や特色に応じ、効果的かつ持続可能な活動が行われていることを要する。ただし、学校における教育課程内の活動や参加者が児童・生徒のみに限定されている活動、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に基づく障害児通所支援内での活動、財政的援助をしたに過ぎない活動、個人の公務員が職務として実践した活動は、対象としないものとする。

(1) 功労者表彰（個人、団体）

引き続いて10年以上、「障害者の生涯学習支援活動」の普及及び発展のために尽力し、顕著な成果を上げた個人又は団体（社会教育施設や社会教育関係団体、スポーツ団体、文化芸術活動を行う団体、社会福祉法人、特定非営利活動法人、学校、企業等）を対象とする。

(2) 奨励活動表彰（活動）

引き続いて3年以上の「障害者の生涯学習支援活動」にかかる活動の実績があり、独創的な実践により顕著な成果を上げ、今後もその成果や発展が期待される活動を対象とする。

4 被表彰対象候補の選考

文部科学省は、上記3を満たす対象のうち、上記2の各表彰にふさわしいと判断するものについて、被表彰対象候補とすることができる。被表彰対象候補の選考にあたっては、都道府県及び指定都市（以下、「都道府県等」という。）に推薦依頼を行うものとする。

(1) 都道府県等における推薦

① 方法

都道府県等は、上記3を満たす対象を文部科学大臣に推薦することができる。都道府県等は、教育部局に限らず、庁内のスポーツ、文化、福祉、労働部局等と密に連携しつつ、管下の市町村とも協力し、民間団体等が行う活動を含めて、幅広く域内の取組を把握した上で、推薦を行うものとする。

推薦にあたっては、別紙の推薦様式に推薦の理由等を記載し、文部科学大臣に提出するものとする。

② 推薦数

都道府県等は、域内の対象のうち、都道府県にあつては上記2の各表彰の対象を合わせて2件以内（ただし、特別区を含む東京都にあつては合わせて2件以内の推薦分をこれに加えることができる。）、指定都市にあつては上記の2の各表彰の対象を合わせて1件を推薦することができる。なお、上記2の各表彰のいずれを推薦するかは各都道府県等において判断するものとする。

(2) その他

文部科学省は、上記に基づく都道府県等からの推薦のほかに、学識経験者及び関係機関の意見等を参考に、表彰するにふさわしいと判断する対象を、被表彰対象候補に加えることができる。

5 被表彰対象の審査及び決定

文部科学大臣は、上記4により推薦された対象について、学識経験者等の意見を聞いて審査を行い、被表彰対象を決定する。

6 受賞歴について

当該表彰の同一の事由による受賞は1回限りとする。ただし、他の表彰等の受賞歴は問わない。

7 欠格事由

功労者表彰の被表彰対象候補となる者及び奨励活動表彰の被表彰対象候補となる活動をする者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、被表彰対象となることができない。

- (1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は刑に処された者（刑の消滅したものを除く。）
- (2) その他被表彰対象とすることが適当でないと認められる者

8 表彰の期日等

文部科学省において別に定める。

9 表彰の取消

次に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

- (1) 被表彰対象に関する推薦書に不実な記載があると判明したとき。
- (2) 被表彰対象において、本表彰の趣旨を損なう行為があったとき。

10 本表彰にかかる事務

本表彰にかかる事務については、関係局課の協力を得て、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室において処理する。

11 補則

その他表彰の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この決定は、平成29年5月9日から実施し、平成29年度の表彰から適用する。

附 則

- 1 この決定は、平成30年10月16日から実施し、平成30年度の表彰から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和元年5月31日から実施し、令和元年度の表彰から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和5年5月24日から実施し、令和5年度の表彰から適用する。

附 則

- 1 この改正は、令和7年5月14日から実施し、令和7年度の表彰から適用する。